

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 67 号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和 39 年岩手県規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育委員会事務局<u>学校財務課総括課長</u></p> <p>エ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(財産事務の所管及び分掌)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育委員会事務局<u>教育企画室長</u></p> <p>エ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(財産事務の所管及び分掌)</p>
<p>第 3 条 行政財産の取得、管理及び用途廃止に関する事務は、当該主管部局長が所管し、その事務は、当該主管課長等又は地方公所長が分掌する（地方公所長にあつては、用途廃止に関する事務を除く。）。</p> <p>2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、総務部長が所管し、その事務は、管財課総括課長が分掌する。ただし、次に掲げる普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、当該主管部局長が所管し、その事務は、当該主管課長等又は地方公所長が分掌する（地方公所長にあつては、処分に関する事務を除く。）。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(合議)</p>	<p>第 3 条 行政財産の取得、管理及び用途廃止に関する事務は、当該主管部局長が所管し、その事務は、当該主管課長等又は地方公所長が分掌する（地方公所長にあつては、用途廃止に関する事務<u>（別に定めるものを除く。）</u>を除く。）。</p> <p>2 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、総務部長が所管し、その事務は、管財課総括課長が分掌する。ただし、次に掲げる普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、当該主管部局長が所管し、その事務は、当該主管課長等又は地方公所長が分掌する（地方公所長にあつては、処分に関する事務<u>（別に定めるものを除く。）</u>を除く。）。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(合議)</p>
<p>第 5 条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。ただし、地方公所長にあつては、この限りでない。</p>	<p>第 5 条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。ただし、地方公所長にあつては、この限りでない。</p>

合議事項	合議区分		
	総務部長	管財課総括 課長	管財課管理担 当課長
[略]			
4 工事執行後の 財産の取得	[略]		
5 財産の用途の 変更(軽微な変更 を除く。)		1件の評 価、予定又 は見積りの 価格7,000 万円以上	1件の評価、予 定又は見積り の価格7,000万 円未満
6 不動産の形状 の変更(軽微な変 更を除く。)		1件の評 価、予定又 は見積りの 価格7,000 万円以上	1件の評価、予 定又は見積り の価格7,000万 円未満
7 [略]	[略]		
8 [略]	[略]		
9 [略]	[略]		
10 [略]	[略]		
11 財産の分掌換 え			全部

2 [略]

(財産の取得)

第6条 課長等又は地方公所長は、財産を取得しようとするときは、財産取得調書(様式第2号)を2部作成しなければならない。

2 [略]

3 課長等又は地方公所長は、財産を取得したときは、速やかに次に掲げる事務を行わなければならない。

(1) 財産取得調書1部を総務部長に提出すること。

(2)～(4) [略]

4 課長等又は地方公所長は、登記又は登録を要する財産についてはその登記又は登録を完了した後、その他の財産についてはその引渡しを受けた後で、かつ、前項第1号の規定により財産取得調書を総務部長に提出した後でなければ、当該財産の取得代金の支出手続をしてはならない。ただし、前金払いでなければ取得しがたい場合その他やむをえない事情がある場合は、この限りでない。

5・6 [略]

合議事項	合議区分		
	総務部長	管財課総括 課長	管財課管理担 当課長
[略]			
4 工事執行後の 財産の取得	[略]		
5 [略]	[略]		
6 [略]	[略]		
7 [略]	[略]		
8 [略]	[略]		

2 [略]

(財産の取得)

第6条 課長等又は地方公所長は、財産を取得しようとするときは、財産取得調書(様式第2号)を作成しなければならない。

2 [略]

3 課長等又は地方公所長は、財産を取得したときは、速やかに次に掲げる事務を行わなければならない。

(1) 総務部長に通知すること。

(2)～(4) [略]

4 課長等又は地方公所長は、登記又は登録を要する財産についてはその登記又は登録を完了した後、その他の財産についてはその引渡しを受けた後で、かつ、前項第1号の規定による通知をした後でなければ、当該財産の取得代金の支出手続をしてはならない。ただし、前金払いでなければ取得しがたい場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

5・6 [略]

<p>(所管換え及び分掌換え並びに所属換え)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 部局長又は課長等若しくは地方公所長は、財産の所管換え又は分掌換えをしたときは、速やかに、<u>財産所管換調書又は財産分掌換調書により総務部長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 部局長は、財産の所属換えをし、又は所属換えを受けたときは、速やかに、<u>財産所属換調書により総務部長に通知しなければならない。</u></p> <p>(定期又は異動の報告)</p> <p>第15条 課長等、出納課総括課長又は地方公所長は、その分掌に係る財産に異動があったときは、速やかに<u>総務部長に財産異動報告書(様式第6号)を提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による報告は、当該主管部局長を経由しなければならない。</p> <p>(用途廃止)</p> <p>第23条 課長等は、その分掌に係る行政財産の用途を廃止しようとするときは、行政財産用途廃止調書(様式第10号)を作成しなければならない。</p> <p>2 課長等は、その分掌に係る行政財産の用途を廃止したときは、速やかに、<u>行政財産用途廃止調書により総務部長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(処分)</p> <p>第24条 課長等は、その分掌に係る普通財産を処分しようとするときは、普通財産処分調書(様式第11号)を作成しなければならない。</p> <p>2 課長等は、その分掌に係る普通財産を処分したときは、速やかに、<u>普通財産処分調書により総務部長に通知しなければならない。</u></p>	<p>(所管換え及び分掌換え並びに所属換え)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 部局長又は課長等若しくは地方公所長は、財産の所管換え又は分掌換えをしたときは、速やかに、<u>総務部長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 部局長は、財産の所属換えをし、又は所属換えを受けたときは、速やかに、<u>総務部長に通知しなければならない。</u></p> <p>(異動)</p> <p>第15条 課長等、出納課総括課長又は地方公所長は、その分掌に係る財産に異動があったときは、速やかに<u>財産異動調書(様式第6号)を作成し、総務部長に通知しなければならない。</u></p> <p>(用途廃止)</p> <p>第23条 課長等又は地方公所長は、その分掌に係る行政財産の用途を廃止しようとするときは、行政財産用途廃止調書(様式第10号)を作成しなければならない。</p> <p>2 課長等又は地方公所長は、その分掌に係る行政財産の用途を廃止したときは、速やかに、<u>総務部長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(処分)</p> <p>第24条 課長等又は地方公所長は、その分掌に係る普通財産を処分しようとするときは、普通財産処分調書(様式第11号)を作成しなければならない。</p> <p>2 課長等又は地方公所長は、その分掌に係る普通財産を処分したときは、速やかに、<u>総務部長に通知しなければならない。</u></p> <p>(延納の申請)</p> <p>第25条 課長等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第169条の4第2項の規定による普通財産の売払代金又は交換差金の延納の申請をしようとする者があるときは、普通財産売払代金(交換差金)延納申請書(様式第12号)を提出させなければならない。</p> <p>(延納利率)</p> <p>第26条 課長等は、政令第169条の4第2項の規定による延納の特約(以下この条において「特約」という。)をする場合においては、次に掲げるところにより算出した延納利率によらな</p>
---	--

なければならない。ただし、これによることが適当でないと認め
る場合の延納利率は、別に定める。

(1) 延納期間が3年以内の場合にあつては、特約の際の普通
地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する
規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定す
る普通地方長期資金をいう。）の貸付利率（以下「財政融資
資金貸付利率」という。）のうち、元金均等方式による貸付
期間5年以内で据置期間が最短の財政融資資金貸付利率に
10分の8を乗じ、0.9パーセントを加えた利率（0.1パーセ
ント未満の端数について、これを切り捨てる。）

(2) 延納期間が3年を超え5年以内の場合にあつては、特約
の際に適用されている元金均等方式による貸付期間5年以
内で据置期間が最短の財政融資資金貸付利率に、0.9パーセ
ントを加えた利率

(3) 延納期間が5年を超え10年以内の場合にあつては、特
約の際に適用されている元金均等方式による貸付期間9年
を超え10年以内で据置期間が最短の財政融資資金貸付利率
に、0.9パーセントを加えた利率

(4) 延納期間が10年を超え20年以内の場合にあつては、特
約の際に適用されている元金均等方式による貸付期間19年
を超え20年以内で据置期間が最短の財政融資資金貸付利率
に、0.9パーセントを加えた利率

（担保）

第27条 課長等は、政令第169条の4第2項の規定により、担
保の提供を求める場合においては、次に掲げる担保の提供を
求めなければならない。ただし、政令第169条の4第3項の
適用があるとき又は当該売払財産について民法（明治29年法
律第89号）第325条第3号の規定により取得すべき先取特権
で十分であると認めるときは、この限りでない。

(1) 国債又は地方債

(2) 知事が確実と認める社債その他の有価証券

(3) 知事が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

(4) 土地、建物又は立木

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が確実と認めるもの

2 課長等は、前項の規定により、担保が提供されたときは、遅
滞なく、担保権設定について、登記又は登録その他第三者に対
抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなけ
ればならない。

（担保物件の付保）

第28条 課長等は、前条第1項第4号（土地を除く。）及び第5
号に掲げるもののうち保険を付することを要するものを担保

として提供させるときは、あらかじめその担保としての評価額に相当する金額を保険金額とし、相手方を被保険者とする損害保険契約を締結させ、その保険金請求権を課長等に譲渡させ、又はその保険金請求権について課長等のために質権を設定させ、かつ、確定日付のある証書をもってその旨を保険者に通知させた上、その保険証券を提出させなければならない。

2 前項の場合において、当該担保物権について、既に保険が付されているときは、相手方の有する保険金請求権について、質権を設定させるものとし、その保険証券を提出させなければならない。

3 前2項の規定により相手方から保険証券の提出があったときは、直ちに当該証券を第1項に規定する保険金請求権の譲渡又は質権の設定について裏書を受けなければならない。

4 課長等は、前条第1項ただし書の規定により担保を提供させないで普通財産の売払代金の延納の特約をしようとする場合において、当該売払財産が、同項第4号に掲げるもの（土地を除く。）に該当するときは、当該担保物権を保険に付させなければならない。

5 課長等は、第1項、第2項又は前項の規定による保険契約が満期になったときは、これを更新させなければならない。

6 第1項及び第3項の規定は、前2項の場合に準用する。

(増担保)

第29条 課長等は、担保価値が減少したと認めるときは増担保又は代替りの担保を、担保物件が滅失したときは代替りの担保を提供させなければならない。

2 前2条の規定は、増担保又は代替りの担保を提供させる場合に準用する。

(担保の解除)

第30条 課長等は、延納代金（売払代金又は交換差金の金額から契約締結後即納する金額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）及び延納利息（延納代金に対する利息をいう。以下同じ。）が完納されたときは、遅滞なく、担保解除の手續をとらなければならない。

2 課長等は、延納代金及び延納利息の一部が納付された後相手方から担保の一部解除の申請があった場合において、残存担保物件の担保価値をもって、当該債権及び当該債権に係る1年分の利息についての債権の額が十分に保全されており、当該債権の管理上支障がないと認めるときは、担保の一部を解除することができる。

(延納特約の解除等)

第31条 課長等は、延納の特約をした相手方が第28条第5項又

	<p>は第 29 条第 1 項に規定する措置に従わないときは、直ちにその特約を解除しなければならない。</p> <p>2 課長等は、延納の特約をした相手方が納付期日までに納付すべき延納代金を完納しない場合には、その未納に係る部分について延滞金を徴するほか、延納の特約を解除しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 課長等は、前 2 項の規定により延納の特約を解除したときは、遅滞なく、未納の延納代金及び延納利息を一時に支払わせなければならない。</p> <p>(事故報告)</p>
<p>(事故報告)</p> <p>第25条 課長等、出納課総括課長又は地方公所長は、災害その他の事故によりその分掌に係る財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに、財産事故報告書（様式第12号）を作成し、当該主管部局長を経由して、総務部長に通知しなければならない。ただし、滅失又は損傷の程度が軽微な事故については、この限りでない。</p> <p>(出納長に対する通知)</p>	<p>第32条 課長等、出納課総括課長又は地方公所長は、災害その他の事故によりその分掌に係る財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに、財産事故報告書（様式第13号）を作成し、当該主管部局長を経由して、総務部長に通知しなければならない。ただし、滅失又は損傷の程度が軽微な事故については、この限りでない。</p> <p>(出納長に対する通知)</p>
<p>第26条 [略]</p> <p>(特定の事業の用に供する財産等の取扱い)</p>	<p>第33条 [略]</p> <p>(特定の事業の用に供する財産等の取扱い)</p>
<p>第27条 [略]</p> <p>様式第 2 号（第 6 条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 年 月 日</p> <p>総務部長 様</p> <p style="text-align: right;">部局課（地方公所長）長</p> <p>財産取得調書（土地）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 「評価の根拠」の欄には、取得財産の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。</p> <p>2 寄附の申込書の写し、売買契約書の写し、登記簿謄本、設計図、図面等を添付してください。</p> <p style="text-align: right;">(A 4)</p> <p style="text-align: center;">地番別明細書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">(A 4)</p> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 年 月 日</p> <p>総務部長 様</p> <p style="text-align: right;">部局課（地方公所）長</p> <p>財産取得調書（立木）</p>	<p>第34条 [略]</p> <p>様式第 2 号（第 6 条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 年 月 日</p> <p>総務部長 様</p> <p style="text-align: right;">部局課（地方公所）長</p> <p>財産取得調書（土地）</p> <p>[略]</p> <p>備考 「評価の根拠」の欄には、取得財産の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。</p> <p style="text-align: right;">(A 4)</p> <p style="text-align: center;">地番別明細書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">(A 4)</p> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 年 月 日</p> <p>総務部長 様</p> <p style="text-align: right;">部局課（地方公所）長</p> <p>財産取得調書（立木）</p>

[略]

備考1 「評価の根拠」の欄には、財産取得の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。
2 寄附の申込書の写し、売買契約書の写し、登記簿謄本、設計図、図面等を添付してください。

(A4)

第 _____ 号

年 月 日

総務部長 様

部局課 (地方公所) 長

財産取得調書 (建物)

[略]

備考1 「評価の根拠」の欄には、財産取得の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。
2 寄附の申込書の写し、売買契約書の写し、登記簿謄本、設計図、図面等を添付してください。

(A4)

第 _____ 号

年 月 日

総務部長 様

部局課 (地方公所) 長

財産取得調書 (船舶)

[略]

備考1 「評価の根拠」の欄には、財産取得の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。
2 寄附の申込書の写し、売買契約書の写し、登記簿謄本、設計図、図面等を添付してください。

(A4)

第 _____ 号

年 月 日

総務部長 様

部局課 (地方公所) 長

財産取得調書 (航空機)

[略]

備考1 「評価の根拠」の欄には、財産取得の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。
2 寄附の申込書の写し、売買契約書の写し、登記簿謄本、設計図、図面等を添付してください。

(A4)

第 _____ 号

年 月 日

[略]

備考 「評価の根拠」の欄には、財産取得の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

(A4)

財産取得調書 (建物)

[略]

備考 「評価の根拠」の欄には、取得財産の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

(A4)

財産取得調書 (船舶)

[略]

備考 「評価の根拠」の欄には、取得財産の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

(A4)

財産取得調書 (航空機)

[略]

備考 「評価の根拠」の欄には、取得財産の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

(A4)

総務部長 様

部局課 (地方公所) 長

財産取得調書 (工作物)

[略]

備考1 「評価の根拠」の欄には、財産取得の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

2 寄附の申込書の写し、売買契約書の写し、登記簿
謄本、設計図、図面等を添付してください。

(A4)

第 _____ 号

年 月 日

総務部長 様

部局課 (地方公所) 長

財産取得調書 (浮標等)

[略]

備考1 「評価の根拠」の欄には、財産取得の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

2 寄附の申込書の写し、売買契約書の写し、登記簿
謄本、設計図、図面等を添付してください。

(A4)

第 _____ 号

年 月 日

総務部長 様

部局課 (地方公所) 長

財産取得調書 (権利)

[略]

備考1 「評価の根拠」の欄には、財産取得の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

2 寄附の申込書の写し、売買契約書の写し、登記簿
謄本、設計図、図面等を添付してください。

(A4)

第 _____ 号

年 月 日

総務部長 様

部局課 (地方公所) 長

財産取得調書 (有価証券その他)

[略]

備考1 「評価の根拠」の欄には、財産取得の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

2 寄附の申込書の写し、売買契約書の写し、登記簿

財産取得調書 (工作物)

[略]

備考 「評価の根拠」の欄には、取得財産の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

(A4)

財産取得調書 (浮標等)

[略]

備考 「評価の根拠」の欄には、取得財産の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

(A4)

財産取得調書 (権利)

[略]

備考 「評価の根拠」の欄には、取得財産の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

(A4)

財産取得調書 (有価証券その他)

[略]

備考 「評価の根拠」の欄には、取得財産の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

謄本、設計図、図面等を添付してください。

(A4)

(A4)

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

総務部長 様

部局課（地方公所）長

財産取得調書（不動産の信託の受益権）

財産取得調書（不動産の信託の受益権）

[略]

[略]

備考1 「評価の根拠」の欄には、財産取得の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

備考 「評価の根拠」の欄には、取得財産の予定若しくは見積り又は評価の価格の根拠を記載してください。

2 寄附の申込書の写し、売買契約書の写し、登記簿

謄本、設計図、図面等を添付してください。

(A4)

(A4)

[略]

[略]

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

[略]

[略]

部局長 （総務部長） 様

部局長 様

[略]

[略]

様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

[略]

[略]

部局課（地方公所）長 （総務部長） 様

部局課（地方公所）長 様

[略]

[略]

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

[略]

[略]

医療局（企業局）長 （総務部長） 様

医療局（企業局）長 様

[略]

[略]

様式第6号（第15条関係）

様式第6号（第15条関係）

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

総務部長 様

部局課（地方公所）長

財産異動報告書

財産異動調書

[略]

[略]

様式第10号（第23条関係）

様式第10号（第23条関係）

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

総務部長 様

部局課長

行政財産用途廃止調書

行政財産用途廃止調書

[略]

[略]

注 図面等を添付してください。

(A4)

様式第11号 (第24条関係)

第 号

年 月 日

総務部長 様

部局課長

普通財産処分調書

[略]

注 契約書の写し、図面等を添付してください。

(A4)

(A4)

様式第11号 (第24条関係)

普通財産処分調書

[略]

(A4)

様式第12号 (第25条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

延納申請人

住 所

氏 名 ⑩

普通財産売払代金 (交換差金) 延納申請書

次のとおり普通財産の売払代金 (交換差金) を延納したい
ので、公有財産規則第25条の規定により申請します。

売払代金 (交換差金) を延納したい普通財産の内容

所 在 地	種 別	細 目	数 量
売払代金 (交換差金)			円
延納希望金額			円
延納の理由			
延納の方法			
担 保 等			
その他参考事項			

(A4)

様式第12号（第25条関係）

[略]

財産事故報告書

公有財産規則第25条の規定により、次のとおり通知します。

[略]

様式第13号（第32条関係）

[略]

財産事故報告書

公有財産規則第32条の規定により、次のとおり通知します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公有財産規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に通知する調書等について適用し、施行日前に通知した調書等については、なお従前の例による。